

## 意見書案 第 号

新型コロナウイルスワクチンの安全で円滑な接種を実現  
するための対策を求める意見書

新型コロナウイルスワクチンの接種は、この感染症の発症予防と重症化予防を目的とし、医療体制の逼迫を防ぎ、国民の安心な生活を取り戻すための重要な一手である。

現在、国、地方自治体それぞれが、厚生労働省の示した役割分担のもとに、接種に向けた体制整備を進めているところである。

同時に、接種が先行している海外では、国が準備したワクチン量に対して、接種が目標数に達していない例も見られ、国内でも、接種を待ち望む声がある一方で、ワクチンの効果、安全性への疑念や、副反応に対する懸念も多く聞かれる。

また、ワクチン接種は、努力義務とされており、十分な情報提供を前提として、接種するかどうかは個々人の判断に委ねられるものである。

よって、国におかれては、ワクチンの安全で円滑な接種を実現するため、下記の対策を講ずるよう強く要望する。

## 記

- 1 ワクチン接種の意義及び安全性・有効性、副反応、禁忌事項も含めた具体的情報について積極的に国民に周知・広報を行なうこと。
- 2 ワクチン接種の有無によって差別の対象とならないよう、十分な対策を講ずること。
- 3 接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないよう、地方自治体の意見も踏まえ、国の責任において必要な措置を講ずること。
- 4 国は接種委託費用単価を示しているが、今後、医療機関に対し、感染防止対策や副反応への対応を行なった上で、通常診療を抑制して接種実施を要請することになる中、接種医療機関をできるだけ多く確保するためにも、十分なインセンティブを持った単価設定とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣（規制改革）

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

## 意見書案 第 号

## 北朝鮮による日本人拉致問題の一刻も早い全面解決を求める意見書

北朝鮮が拉致の事実を認めた平成14年の日朝首脳会談から18年が経過したが、現在に至るまで帰国を果たした拉致被害者は5人とどまり、いまだ拉致問題は全面的な解決には至っていない。

この間、一刻も早い拉致問題の進展を待ち望んできた被害者の御家族の悲しみは計り知れないものがある。令和2年2月には、拉致被害者の有本恵子さんの母、嘉代子さんが、また6月には横田めぐみさんの父、滋さんが我が子との再会を果たせぬまま亡くなるなど、拉致被害者とその家族の高齢化が進んでおり、問題の解決には一刻の猶予も許されない。

拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる極めて重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である。また、解決に向け、国際社会からの支持と協力を得ることも不可欠である。

よって、国におかれては、拉致被害者全員の早期帰国を実現させるため、あらゆる方策を用いて膠着した事態の打開を図り、拉致問題の一刻も早い全面解決に向け全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
外務大臣  
拉致問題担当大臣

様

兵庫県議会議長 原 テツアキ



## 意見書案 第 号

## 新型コロナウイルス治療薬にかかる国内における研究推進を求める意見書

日本国内で多数の感染者と甚大な被害を出し、なおも収束をみない新型コロナウイルス感染症に対して感染拡大防止の期待を集める新型コロナウイルスワクチンは、迅速に承認等の手続きが進められ、2月17日より先行接種が始まっている。

しかし、世界で繰り広げられていると報じられる新型コロナワクチン争奪戦の激化に鑑みれば、マスクや消毒液の時と同様に入手が困難となり、現行の予定から更に遅れる可能性もある。

また、接種データが少ないため妊婦は努力義務から外れていること、臨床試験期間の短さから、持続効果期間、副反応など不明点もあり個々人の判断で接種しない選択をする国民が一定数いることを前提としなければならない。よって、その効果が日本、世界で発現するには、まだ時間がかかると考えられる。

このような中、約40年前に北里大学の北村教授を中心に開発され、費用の安さや高い安全性から、抗寄生虫薬として現在も主に海外で使用されているイベルメクチンが、新型コロナへの予防・治療薬として各国で研究が進められている。その中から、早期治療において84%の改善、後期治療においては39%の改善、予防に関して90%の改善という報告もあがっており、東京都では都立・公社病院において治験の実施を検討しているとのことである。新型コロナの予防・治療薬の国内における開発推進のために、このようなイベルメクチンをはじめとした研究を国は支援していく必要がある。

よって、国におかれては、ワクチンと合わせて、新型コロナウイルスの予防・治療薬にかかる国内における研究を推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
経済再生担当大臣

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

## 意見書案 第 号

## サイバー空間における犯罪対策の連携強化を求める意見書

インターネットその他の高度情報通信ネットワークは、国民生活の利便性を向上させ、社会・経済の根幹を支えるインフラとして機能する一方で、急速に広がるサイバー空間における犯罪は年々その深刻さを増している。

特にコロナ禍においては、自死を引き起こしてしまうような誹謗中傷や、給付金詐欺に誘い込むような情報がSNSやインターネット掲示板で広がり、国民に大きな衝撃を与えた。

多種多様な犯罪や関連情報がはびこるサイバー空間対策については、例えば、SNSにおける誹謗中傷や消費者被害に関しては総務省や消費者庁、人権侵害については法務省、その他ではインターネット・ホットライン・センターなどが警察庁と連携するなど、主体や方法が分散し多岐に渡っている。

具体的には、利用者に対して通報を呼び掛けたり、警察庁から委託を受けた民間事業者や各都道府県警察がボランティアの力を借りてパトロールを実施し、プロバイダに対して削除要請を行ったりしている。

よって、国におかれては、県境や国境とは無関係に広がるインターネット空間において、より高度・専門的な対策を推進するため、サイバー空間における犯罪対策の主体がいっそう連携を密にし、一体となって犯罪の抑止に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
法務大臣  
国家公安委員会委員長  
情報通信技術（IT）政策担当大臣

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ



## 意見書案 第 号

飲食店等に対する営業時間短縮の要請に係る協力金の  
改善を求める意見書

11 都府県に対する緊急事態宣言が発出され、当該地域の夜間の不要不急の外出が抑制されたことなどによって、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は大幅に減少した。

このことは国民の理解・協力があつたからこそだが、何よりも経営的打撃を受けるにもかかわらず、営業時間短縮の要請に応じた飲食店等の協力があつて実現することができたと言える。また同時に、飲食店等の夜間営業時間短縮が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に一定の効果を発揮したと言える。

一方で、飲食店等の協力を得るためには、夜間営業時間短縮に伴う経営的打撃を緩和するための新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給が必要不可欠であり、政府では1日あたり6万円という協力金を一律に支給されたところである。

一律支給はわかりやすく、迅速な支給ができるというメリットがあるものの、店舗規模や経営形態が大きく異なる飲食店等をひとくくりにして協力金を支給する制度設計については、緊急事態宣言発出に伴って経営的打撃を受けたにもかかわらず支給の対象とならなかった事業者からは批判の声が多く出ている。

今後も新型コロナウイルス感染症の再拡大や、それ以外の感染症等の感染拡大も考えられることから、それに備えてあらかじめ事業者を含めて国民の理解を得られる制度設計をしておく必要がある。

よって、国におかれては、店舗規模、経営形態等を考慮し、飲食店以外の業種も含めた、きめ細やかな給付金制度を創設するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
経済産業大臣  
経済再生担当大臣  
内閣府特命担当大臣（地方創生）

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

## 意見書案 第 号

## 犯罪被害者支援の充実を求める意見書

2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たした。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、未だ十分になされているとは言い難い。

例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度といった財政支援を必要とする施策は未だに実現されていない。また犯罪被害給付制度において支給制限がなされている親族間犯罪の取扱いについても検討課題となっている。

よって、国におかれては、犯罪被害者の権利に対応して、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を果たし、犯罪被害者支援の充実を図るため下記の事項を実施されるよう強く要望する。

## 記

- 1 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、加害者が支払うべき賠償金の国による立替払制度を創設することなど、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講ずること。
- 2 犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講ずること。
- 3 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。
- 4 都道府県が設置する、性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターにおいて、人的・財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
法務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
国家公安委員会委員長

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

## 意見書案 第 号

がん治療としての粒子線治療の公的医療保険の対象部位  
の拡大を求める意見書

高齢化とともにがん患者は増加の一途をたどっている。国立がん研究センター2017年データによると、生涯でがん罹患する確率は男性65.5%、女性50.2%であり、約2人に1人はがんになる時代となっている。がん対策基本法は、こうした状況に歯止めをかけ、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に制定され、基本理念として、がん患者の立場に立ったがん対策の必要性が謳われている。

がんの治療は、手術でがんを取り除く外科療法、抗がん剤等を用いる薬物療法、放射線を照射する放射線療法の3本柱があるが、放射線療法のうち近年特に注目を浴びているのが粒子線治療である。これは、X線やガンマ線を使った従来の放射線治療とは全く違った性質のもので、狙った病巣に集中して照射できることから、正常な細胞に与えるダメージが小さく、基本的に合併症が少なく時間が経ってからの副作用も少ないのが特徴である。

兵庫県ではこのような粒子線治療への社会的、時代的要請を受け、2001年にたつの市に粒子線医療センターを設立し、2017年にはその附属機関として神戸陽子線センターを設立した。特に神戸陽子線センターは隣接することも病院と連携し、小児がん専用の治療室を設けて小児がんの治療にもあたっている。

一方で、粒子線治療に要する費用は高額で、2016年に小児がん、骨軟部腫瘍、2018年に前立腺がん、一部の頭頸部がんに対する公的医療保険制度の適用が始まったが、その他の部位のがんでは、患者の経済的負担は重く、粒子線治療が有効である悪性腫瘍でも、治療を受けることができない患者も多く存在する。

よって、国におかれては、がん治療としての粒子線治療の公的医療保険の対象部位の一層の拡大を図り、粒子線治療の普及に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
全世代型社会保障改革担当大臣

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

## 意見書案 第 号

中国政府に対して自由、基本的人権の尊重及び法の支配  
が保障されるよう働きかけることを求める意見書

中国当局のウイグル人等の少数民族への抑圧、香港での人権侵害が続いている。国際連合人権理事会は、中国政府に対して人権活動家の拘束をやめることやウイグル人やチベット人、モンゴル人などの少数民族の権利を守ることを求める勧告を採択している。中国政府は国連安全保障理事会の常任理事国という責任ある地位を占めるのであれば、これらの勧告をはじめ、国際社会の声に真摯に耳を傾け、新疆ウイグル自治区の人権状況について透明性のある説明をすべきである。また、香港の「一国二制度」、「高度な自治」という約束を守り、その人権状況を早急に改善すべきである。

人権は普遍的価値であり、国際社会の正当な関心事項であり、2022年のワールドマスターズゲームズなど国際イベントを控えた本県においても、隣国での人権問題に関心と懸念を抱いている。

中国の人権侵害には、国連憲章と国際法の遵守を迫る国際世論を高め、外交的に包囲していくことが重要である。

よって、国におかれては、ともにG7を構成する国々が加盟する欧州議会や、米国議会等の取り組みにならって、国際社会との連携の上、中国政府に対して、国際社会における普遍的価値である自由、基本的人権の尊重及び法の支配が中国においても保障されるように働きかけることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
外務大臣

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ



意見書案 第 号

中小事業者への経営支援の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、二度の緊急事態宣言が発出され、日本経済と国民生活に深刻な打撃を与えることとなった。

企業数で全体の99%、従業員数で70%を占める個人事業主を含む中小事業者は、生産、流通、サービスなどの各分野で大きな役割を果たすと同時に、雇用の重要な担い手でもあり、日本経済と社会を土台で支える存在である。

よって、国におかれては、ポストコロナ社会を見据えて中小事業者への経営支援を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額し、中小事業者への支援を独自に実施・拡充する自治体への支援を強めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月 日

衆議院議長	}	様
参議院議長		
内閣総理大臣		
内閣官房長官		
総務大臣		
財務大臣		
経済産業大臣		
経済再生担当大臣		
内閣府特命担当大臣（地方創生）		

兵庫県議会議長 原 テツアキ